

パブリックコメント（意見募集結果）

おいらせ町公共施設の受益者負担適正化に関する 基本方針の策定について

おいらせ町財政管財課

問い合わせ先

おいらせ町財政管財課
電話 0178-56-4278（直通）

おいらせ町公共施設の受益者負担適正化に関する意見等の募集結果

1 パブリックコメントの実施期間

令和5年9月21日（木）から令和5年10月18日（水）まで

2 意見の提出者数および意見件数

提出者数 2人（意見件数 4件）

提出方法別の意見提出者数

提出方法	持参・投函	郵送	ファックス	電子メール
提出者数	0人	0人	0人	2人

提出された意見の概要および町の考え方

No.	該当ページ	意見の概要	町の考え方
1	4 ページ 第 2 章 使用料の 算定方法	<p>使用料の適正化について、コロナ前(通常の行事)と、適正化後の使用料の試算があればわかりやすいし、見直し後の評価・検証につながると思いますが、明示しない理由は。</p>	<p>このたびのパブリックコメントは、新たに定めた基本方針案に対する意見募集のため、使用料の試算は掲載しておりません。</p> <p>この基本方針に基づき、町として統一した算定方法のもと初めて使用料の試算を行うこととなります。</p> <p>次回の見直しでは、評価・検証の基となる参考数値として、試算結果を明示することが可能になると考えています。</p>
2	8 ページ 第 3 章 減額・免除の 基準	<p>減免基準について、「3.小中学校」と「4.町内の教育・保育施設」の区分になったのはどうしてですか。</p> <p>幼保小連携という活動を進めている現在ですが、このような区分になったことに違和感を覚えました。</p>	<p>「3.小中学校」は、おいらせ町の直営施設(町立)であることから、学校法人等が経営する「4.町内の教育・保育施設」と区分したものです。</p>
3	8 ページ 第 3 章 減額・免除の 基準	<p>毎週施設を利用しているスポーツ団体はこれまでと変わらず、使用料は減免扱いのようですが、毎週は利用しておらず年に 10 回弱使用している状況の教育・保育施設は、全額減免の対象から公共施設毎に 3 回までと回数設定されたのはどうしてですか。</p>	<p>基本方針案で示した使用料全額免除の基本的な考え方は、町が町の事業で使用する場合や、国や県等の公的な機関が行政目的で使用する場合など、行政が直接使用する場合に限定するというものです。</p> <p>当初、認定こども園等は町の直営ではなく、かつ自ら施設を所有しているため、公共施設の無償使用について無制限にすべきではないという考えから「4.町内の教育・保育施設」について、各公共施設 3 回まで全額免除という回数を設定したものです。</p> <p>このたびお寄せいただいたご意見を踏まえ、幼保小連携という視点から「4.町内の教育・保育施設」の回数設定を見直しすることとしました(これまでと同様に使用料は免除)。ただし、行事の準備や片付け、練習等で利用する場合、他団体の利用状況も確認の上、真に必要な時間帯のみに利用を制限させ</p>

No.	該当ページ	意見の概要	町の考え方
			ていただく場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。
4	8 ページ 第3章 減額・免除の 基準	スポーツ団体と文化団体の使用料の有無の違いの理由は。	減免団体であれば団体の区分で使用料の有無に対する違いはありません。 スポーツ施設、文化施設の区分と使用時の参加料等収入有無により、使用料徴収の有無を設定するものです。